

登録規程の改正

2018.12.21.

旧規程	新規程	改正の趣旨
<p>(個人会員登録)</p> <p>第4条 個人会員資格による登録は、本連盟および加盟団体、その他の下部組織(以下「本連盟等」という。)の主催、共催、後援または所管に係る競技会に選手として出場しようとする者、審判員・監督・コーチ等、競技者に対する指導的な活動をしようとする者、および本連盟・都道府県柔連(協会)の役員について行う。</p> <p>2. 個人会員資格による登録の区分は、役員・指導者(役員等、<u>公認指導者</u>、学校顧問)、競技者(社会人、大学生、高校生、中学生、小学生および未就学児)とする。</p> <p>3. 本部会員は、本連盟の役員および職員、公益財団法人講道館の役員および職員、本連盟の理事会が承認した者とする。</p> <p>4. 個人会員登録者は、団体会員登録が完了している団体に所属しなければならない。</p> <p>5. 休会員は、出産、育児、業務多忙、傷病等(以下「出産・育児等」という。)の特別の事情を有する者が、休会届を提出することにより管轄する団体から休会を認定された者とする。なお、休会期間は、1年、2年、3年とする。</p>	<p>(個人会員登録)</p> <p>第4条 同左</p> <p>2. 個人会員資格による登録の区分は、役員・指導者(役員等、公認指導者、学校顧問)、競技者(社会人、大学生、高校生、中学生、小学生および未就学児)とする。</p> <p>3. 同左</p> <p>4. 同左</p> <p>5. 同左</p>	<p>公認資格のうち「公認指導者」のみ取り扱いを異にする必要はないので、個人登録の区分から「公認指導者」を除く。</p>
<p>(公認資格登録)</p> <p>第6条 審判員の資格を取得した者は役員・指導者登録または競技者(社会人)登録(Cライセンスは大学生登録も可)および審判員資格登録を行う。</p> <p>2. 指導者の資格を取得した者は役員・指導者登録および指導者資格登録を行う。</p> <p>3. 形審査員の資格を取得した者は役員・指導者登録および形審査員資格登録を行う。</p> <p>4. 第8条第3項の規定に基づき、資格の有効期間内に当該資格の登録の更新の申請を行わなかった場合には、<u>当該</u></p>	<p>(公認資格登録)</p> <p>第6条 <u>公認資格を取得した者は、個人会員登録に加え公認資格登録を行う。</u></p> <p>2. (削除)</p> <p>3. (削除)</p> <p><u>2.</u> 第8条第3項の規定に基づき、資格の有効期間内に当該資格の登録の更新の申請を行わなかった場合には、当該</p>	<p>同旨の反復を避けるため、条文を整理する。</p> <p>公認資格標準化のため、文言を変更する。項番号整理。</p>

資格を喪失する。 5. 休会員は、前項の規定は適用しない。	資格は有効でなくなる。 3. 休会員には前項の規定は適用しない。	文章整理。項番号整理。																																																																																																
<p>(登録費等)</p> <p>第13条 登録をする会員(個人、団体)が申請の際に納付すべき登録費の額は、本連盟に納入する分と、都道府県柔道連盟(協会)等に納入する分を合算した金額とする。</p> <p>2. 登録費のうち本連盟納入分の額は、登録の種類および登録者の区分に応じ、以下に掲げる金額とする。</p> <p>(登録)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会員資格</th> <th>登録区分</th> <th>登録費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">個人会員</td> <td>役員等</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>公認指導者(準指導員含む)</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>学校顧問</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>社会人</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>出身校(社会人)</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>出身校(大学在学中)</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>未就学児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>休会員</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>本部会員</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">団体会員</td> <td>一般(実業団、道場・クラブ、警察)</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>大学(専門学校含む)</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>少年(中学生を含む)</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>少年(小学生・未就学児)</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(公認資格登録費)</td> </tr> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格区分</th> <th>登録費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審判員 顧問審判員</td> <td>20,000円(初回のみ)</td> </tr> <tr> <td>Sライセンス審判員</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> </tbody></table>	会員資格	登録区分	登録費	個人会員	役員等	2,600円	公認指導者(準指導員含む)	2,600円	学校顧問	2,600円	社会人	1,600円	出身校(社会人)	1,600円	出身校(大学在学中)	1,300円	大学生	1,300円	高校生	1,000円	中学生	800円	小学生	500円	未就学児	無料	休会員	免除	本部会員	10,000円	団体会員	一般(実業団、道場・クラブ、警察)	4,500円	大学(専門学校含む)	2,500円	少年(中学生を含む)	1,500円	少年(小学生・未就学児)	500円	(公認資格登録費)			資格区分	登録費	審判員 顧問審判員	20,000円(初回のみ)	Sライセンス審判員	3,000円	<p>(登録費等)</p> <p>第13条 同左</p> <p>2. 登録費のうち本連盟納入分の額は、登録の種類および登録者の区分に応じ、以下に掲げる金額とする。</p> <p>(会員資格登録費)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会員資格</th> <th>登録区分</th> <th>登録費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">個人会員</td> <td>役員等</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>公認指導者(準指導員含む)</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>学校顧問</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>社会人</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>出身校(社会人)</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>出身校(大学在学中)</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>大学生</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>未就学児</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>休会員</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>本部会員</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">団体会員</td> <td>一般(実業団、道場・クラブ、警察)</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>大学(専門学校含む)</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>少年(中学生を含む)</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>少年(小学生・未就学児)</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(公認資格登録費)</td> </tr> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格区分</th> <th>登録費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審判員 顧問審判員</td> <td>20,000円(初回のみ)</td> </tr> <tr> <td>Sライセンス審判員</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> </tbody></table>	会員資格	登録区分	登録費	個人会員	役員等	2,600円	公認指導者(準指導員含む)	2,600円	学校顧問	無料	社会人	1,600円	出身校(社会人)	1,600円	出身校(大学在学中)	1,300円	大学生	1,300円	高校生	1,000円	中学生	800円	小学生	500円	未就学児	無料	休会員	免除	本部会員	10,000円	団体会員	一般(実業団、道場・クラブ、警察)	4,500円	大学(専門学校含む)	2,500円	少年(中学生を含む)	1,500円	少年(小学生・未就学児)	500円	(公認資格登録費)			資格区分	登録費	審判員 顧問審判員	20,000円(初回のみ)	Sライセンス審判員	3,000円	<p>公認資格のうち「公認指導者」のみ取り扱いを異にする必要はないので、個人会員の登録区分から「公認指導者」を除く。</p> <p>学校顧問は登録によるメリットを受けないため無料とする。</p>
会員資格	登録区分	登録費																																																																																																
個人会員	役員等	2,600円																																																																																																
	公認指導者(準指導員含む)	2,600円																																																																																																
	学校顧問	2,600円																																																																																																
	社会人	1,600円																																																																																																
	出身校(社会人)	1,600円																																																																																																
	出身校(大学在学中)	1,300円																																																																																																
	大学生	1,300円																																																																																																
	高校生	1,000円																																																																																																
	中学生	800円																																																																																																
	小学生	500円																																																																																																
	未就学児	無料																																																																																																
	休会員	免除																																																																																																
	本部会員	10,000円																																																																																																
団体会員	一般(実業団、道場・クラブ、警察)	4,500円																																																																																																
	大学(専門学校含む)	2,500円																																																																																																
	少年(中学生を含む)	1,500円																																																																																																
	少年(小学生・未就学児)	500円																																																																																																
(公認資格登録費)																																																																																																		
資格区分	登録費																																																																																																	
審判員 顧問審判員	20,000円(初回のみ)																																																																																																	
Sライセンス審判員	3,000円																																																																																																	
会員資格	登録区分	登録費																																																																																																
個人会員	役員等	2,600円																																																																																																
	公認指導者(準指導員含む)	2,600円																																																																																																
	学校顧問	無料																																																																																																
	社会人	1,600円																																																																																																
	出身校(社会人)	1,600円																																																																																																
	出身校(大学在学中)	1,300円																																																																																																
	大学生	1,300円																																																																																																
	高校生	1,000円																																																																																																
	中学生	800円																																																																																																
	小学生	500円																																																																																																
	未就学児	無料																																																																																																
	休会員	免除																																																																																																
	本部会員	10,000円																																																																																																
団体会員	一般(実業団、道場・クラブ、警察)	4,500円																																																																																																
	大学(専門学校含む)	2,500円																																																																																																
	少年(中学生を含む)	1,500円																																																																																																
	少年(小学生・未就学児)	500円																																																																																																
(公認資格登録費)																																																																																																		
資格区分	登録費																																																																																																	
審判員 顧問審判員	20,000円(初回のみ)																																																																																																	
Sライセンス審判員	3,000円																																																																																																	

<p>Aライセンス審判員 2,500円 Bライセンス審判員 1,500円 Cライセンス審判員 1,000円 形審査員 1,000円</p> <p>指導者資格にかかる登録費については、上記公認指導者(準指導員含む)登録費2,600円のみである。</p> <p>(保険料) 障害補償・見舞金制度保険料 600円 (年齢にかかわらず一律) 公認指導者賠償責任保険料(任意契約分) 所定の金額</p> <p>3. 登録費のうち、都道府県柔道連盟(協会)納入分の額は、登録の種類および登録者の区分に応じ、対応する本連盟納入分の額の2倍に相当する金額を上限として、都道府県柔道連盟(協会)が定めるものとする。 4. 登録の手続きが完了した後は、一旦納入された登録費はいかなる理由があっても返還しない。 5. 登録費と同時に納入する「審判員登録費」は、別途定める「公認審判員規程」による。 6. 登録費と同時に納入する「形審査員登録費」は、別途定める「公認形審査員規程」による。 7. 登録費と同時に納入する「保険料」は、別途定める「障害補償・見舞金制度」による。 8. 登録費収入は、その総額の50%以下を本連盟の管理運営の財源として使用するものとする。</p>	<p>Aライセンス審判員 2,500円 Bライセンス審判員 1,500円 Cライセンス審判員 1,000円 形審査員 1,000円 指導員 1,000円</p> <p>ただし、在学中の者については公認資格登録費を無料とする。</p> <p>(保険料) 障害補償・見舞金制度保険料 600円 (年齢にかかわらず一律) 公認指導者賠償責任保険料(任意契約分) 所定の金額</p> <p>3. 同左 4. 同左 5. (削除) 6. (削除) 5. 登録費と同時に納入する「保険料」は、別途定める「障害補償・見舞金制度」による。 6. 登録費収入は、その総額の50%以下を本連盟の管理運営の財源として使用するものとする。</p>	<p>新たに指導員の公認資格登録費を設ける。 大学資格取得促進のため、在学中は無料とする。</p> <p>第2項と重複するため削除する。 第2項と重複するため削除する。</p> <p>項番号整理。 項番号整理。</p>
<p>付則 1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。 2. この規程は、平成9年4月1日から一部改正(登録費)して施行する。 3. この規程は、平成16年4月1日から一部改正(登録費)</p>	<p>附則 1. 同左 2. 同左 3. 同左</p>	<p>文言整理</p>

<p>と対象)して施行する。</p> <p>4. この規程は、平成22年4月1日から一部改正（登録の拒否）して施行する。</p> <p>5. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。</p> <p>6. この規程は、平成25年4月1日から一部改正（登録の区分の変更）して施行する。</p> <p>7. この規程は、平成26年4月1日から一部改正（特別会員の廃止等）して施行する。</p> <p>8. この規定は、平成27年4月1日から一部改正（オンライン登録への変更）して施行する。</p> <p>9. この規定は、平成27年11月30日から一部改正（公認資格登録追加等）して施行する。</p> <p>10. この規定は、平成29年4月1日から一部改正（改廃条文の改正、休会員の開設、登録要領の廃止）して施行する。</p>	<p>4. 同左</p> <p>5. 同左</p> <p>6. 同左</p> <p>7. 同左</p> <p>8. この規程は、平成27年4月1日から一部改正（オンライン登録への変更）して施行する。</p> <p>9. この規程は、平成27年11月30日から一部改正（公認資格登録追加等）して施行する。</p> <p>10. この規程は、平成29年4月1日から一部改正（改廃条文の改正、休会員の開設、登録要領の廃止）して施行する。</p> <p>11. この規程は、平成30年12月10日から一部改正（登録区分変更、公認資格登録費変更）し、平成31年度登録より施行する。</p>	
--	---	--